

入札説明書

公益財団法人東京タクシーセンター

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

タッチパネル式券売機の購入

(2) 調達物件及び役務の内容等

仕様書記載のとおり

(3) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行い、仕様書に記載する業務内容について請け負った場合の合計額により決定する。なお、提示する金額には、本件に係る料金のほか、本件に係る一切の諸経費を含むものとする。ただし、消費税、地方消費税は含まないものとする。

入札は最高3回まで実施し、1回目で予定価格に達した場合は最低価格で応札した者が落札する。予定価格に達しなかった場合は1回目の最低提示価格を公表の上2回目を実施、1回目の最低提示価格以下の価格にて応札すること。ただし、2回目以降で金額の提示が不可能な場合は入札書に「辞退」と記載して提出する。

1回目同様に予定価格に達した場合は落札終了、達しない場合は2回目の最低提示価格を公表の上3回目を実施する。したがって、応札する者は記名済、金額未記入の入札書を複数枚用意すること。

2 参加資格

(1) 同様同種の業務について実績があること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること

(3) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(4) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 当財団が指定する期日までに入札参加申請書、その他本件公示に記載する、入札参加にあたり当財団が提出を求める書面を提出していること。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

3 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する者は、次の書面を持参又は郵送（必着）により提出すること。

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 一般競争参加資格審査申請書

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 午後 5 時 0 0 分まで

(3) 提出先

〒136-0076 東京都江東区南砂7-3-3
公益財団法人東京タクシーセンター 総務部経理課

5 入札会の日時及び場所

日 時 令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 午後 2 時 0 0 分

会 場 東京都江東区南砂7-3-3

公益財団法人東京タクシーセンター 5階 会議室

6 契約者の役職及び氏名

公益財団法人東京タクシーセンター 会長 渡辺 佳英

7 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 支払方法

業務完了後、支払請求書を受理した場合において、受理した月の翌月末日に銀行振込により支払うものとする。

9 無効とする場合

入札者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 その他

(1) 入札内訳書の提出

落札者は、当財団担当者が別途指示する期限までに入札内訳書（書式自由）の提出、及びキャッシュレス決済手数料の料率を提示することとする。

(2) 仕様等に関する照会先

教務部教務第一課 担当：藤谷

教務部教務第二課 担当：梅沢

電話：03-3648-8311

(3) 入札に関する照会先

総務部経理課 担当：田中、新保

電話：03-3648-5290

以上